

8 部 分 払

する (42回以内)

しない

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	金 額
賃貸借料 (リース料、設置工事、将来解体・復旧工事含む)	R6. 3- R16. 3	別紙各年度支払予定金額参照		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

業 務 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

科目別内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1. リース料						
本体 レンタル料		118	ヶ月			
小計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

科目別内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
2. 設置工事						
(1) 建築工事		1	式			外構工事含む
(2) 電気設備工事		1	式			
(3) 給排水衛生設備工事		1	式			
(4) 空調設備工事		1	式			
(5) 共通仮設工事		1	式			
(6) 設計費		1	式			
(7) 諸経費		1	式			公租公課含む
小計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

科目別内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
3. 将来解体・復旧工事						
将来解体・復旧工事		1	式			
小計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業等現場事務所賃貸借
業務
各年度支払予定金額

支払回数	年度・月	支払割合(%)	支払金額(円)
—	5年度	2.28	
1	3月	2.28	
—	6年度	33.64	
—	4月	—	—
2	5月	27.72	
3	6月	0.58	
4	7月	1.78	
	8月		
	9月		
5	10月	1.78	
	11月		
	12月		
6	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	7年度	7.12	
7	4月	1.78	
	5月		
	6月		
8	7月	1.78	
	8月		
	9月		
9	10月	1.78	
	11月		
	12月		
10	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	8年度	7.12	
11	4月	1.78	
	5月		
	6月		
12	7月	1.78	
	8月		
	9月		
13	10月	1.78	
	11月		
	12月		
14	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	9年度	7.12	
15	4月	1.78	
	5月		
	6月		
16	7月	1.78	
	8月		
	9月		
17	10月	1.78	
	11月		
	12月		
18	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	10年度	7.12	
19	4月	1.78	
	5月		
	6月		
20	7月	1.78	
	8月		
	9月		
21	10月	1.78	
	11月		
	12月		
22	1月	1.78	
	2月		
	3月		

支払回数	年度・月	支払割合(%)	支払金額(円)
—	11年度	7.12	
23	4月	1.78	
	5月		
	6月		
24	7月	1.78	
	8月		
	9月		
25	10月	1.78	
	11月		
	12月		
26	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	12年度	7.12	
27	4月	1.78	
	5月		
	6月		
28	7月	1.78	
	8月		
	9月		
29	10月	1.78	
	11月		
	12月		
30	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	13年度	7.12	
31	4月	1.78	
	5月		
	6月		
32	7月	1.78	
	8月		
	9月		
33	10月	1.78	
	11月		
	12月		
34	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	14年度	7.12	
35	4月	1.78	
	5月		
	6月		
36	7月	1.78	
	8月		
	9月		
37	10月	1.78	
	11月		
	12月		
38	1月	1.78	
	2月		
	3月		
—	15年度	7.12	
39	4月	1.78	
	5月		
	6月		
40	7月	1.78	
	8月		
	9月		
41	10月	1.78	
	11月		
	12月		
42	1月	1.78	
	2月		
	3月		
		100.0	

※金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

委託業務仕様書（横浜市都市整備局）

本委託業務に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は下記のとおりとする。
なお、仕様書、特記仕様書、適用図書等は、原則として最新版を適用するものとする。

・仕様書等（使用は☑）

- 横浜市土木設計業務共通仕様書
- 土木設計業務特記仕様書
- 設計業務数量算出基準
- 横浜市測量業務共通仕様書
- 測量業務特記仕様書
- 測量標等特記仕様書
- 横浜市地質調査業務共通仕様書
- その他（別添仕様書及び特記仕様書）

・受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 「個人情報取扱特記事項」

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- 電子納品に関する事項

受託者は、成果品を本市「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R・DVD等）で正副各1部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）[業務編]・[地質・土質調査編]・[測量編]」を参考にするものとする。

- 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

※ 委託契約約款を用いる場合について、当該特記事項を付す場合は選択できる。

・適用図書と入手先

各適用図書はホームページに掲載していますので、ご利用ください。アドレスは下記のとおり。

- (1) 横浜市土木設計業務共通仕様書、横浜市測量業務共通仕様書、横浜市地質調査業務共通仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sokuryo/itaku-siyousyo.html>
- (2) 土木設計業務特記仕様書、測量業務特記仕様書、測量標等特記仕様書
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(3) 横浜市土木工事共通仕様書（主に材料の品質・規格等に関すること。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/kyoutu-u-siyousyo.html>

(4) 土木工事施工管理基準、土木工事検査書類作成マニュアル、設計業務数量算出基準、道路構造物標準図集

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/>

(5) 個人情報取扱特記事項、誓約書及び研修実施報告書

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjohohogoseido.html>

(6) 電子納品に関する要領・基準

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。))を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじめ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業等現場事務所賃貸借仕様書

第1章 総則

1-1 委託内容及び履行期限

現場事務所 設計、工事監理、施工（法的手続きを含む）及び賃貸借業務
契約締結日から令和16年3月31日まで（解体工事期間は別途想定）

1-2 敷地概要、計画建物概要等

設置場所	横浜市瀬谷区瀬谷町 5810 番地 6 の一部（神奈川県有地・行政財産） 横浜市が神奈川県から行政財産の使用許可を受け使用（更新を想定）
主要用途	事務所（現場事務所）
敷地面積	約 990 m ²
工事延床面積	約 750 m ² （想定）
構造・規模	軽量鉄骨造・2階建て
駐車場	8台（想定）
用途地域	第1種中高層住居専用地域
防火地域	準防火地域
その他の地域	緑化地域
入居予定組織	横浜市（都市整備局上瀬谷整備推進課・上瀬谷交通整備課、環境創造局公園緑地整備課） 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）

1-3 契約条件

- (1) 現場事務所使用期間 引渡日（令和6年5月10日想定）から令和16年3月31日まで。
- (2) 契約終了後は速やかに手続きを行い、解体を行うこと。解体にかかる費用は本契約に含む。
- (3) 横浜市が建物の一部を博覧会協会へ転貸すること、及び横浜市が博覧会協会から賃借料を受領することを承諾すること。
- (4) 横浜市の事情により賃貸借期間を延長又は短縮する場合には、横浜市は期間満了前にあらかじめ受注者に通知のうえ、横浜市と受注者が協議して定めるものとする。

1-4 適用範囲

当該工事にあたっては、本仕様書及び図面、特記仕様書に記載してある事項による。それらに記載されていない事項については、原則として受注金額の範囲内で市と協議し決定するものとする。

1-5 作成図書

設計にあたっては、関係法令を遵守すること。本件は建築基準法第85条第6項に基づく仮設建築物の許可を取得することを想定している。契約締結後、速やかに本仕様書及び特記仕様書、図面に基づき、詳細設計、申請資料等の作成を行い、事前相談・許可申請等の手続きを受注者の責で完成させること。各手続きにかかる費用等も本契約に含む。

受注者が作成する一般的な設計図書（以下、設計図書という。）は、仮設計画図、建築図、電気設備図、給排水衛生設備図、その他設備施工図、諸官庁提出図面（構造図、構造計算書、建築確認申請）、その他必要図書とする。

1-6 建築材料等

原則として工事に使用する材料は、特記仕様書に定める品質及び性能を有するものとする。
なお、アスベスト含有建築物の使用は禁止する。

1-7 施工前協議

施工前に、設計図書を市に提出し、市と協議を行うこと。

なお、設計にあたっては、本市と協議を行い、計画を決定すること。

1-8 工事監理等

工事に際しては、関連法令等を遵守した上で施工管理体制を確立し、仮設計画、工事工程等について協議を行い、工程管理、安全対策、品質の確保等を適切に行わなければならない。

工事搬入経路を確保するために必要な工事、工事に伴う土木事務所、警察等への手続きは本契約に含む。

また、工事車両の搬入は、事前に近隣住民に周知し、トラブルのないよう努め、周辺住民等への工事説明会開催時には必要な書類を作成し同席すること。

1-9 疑義

工事内容に疑義が生じたときには、市と協議を行い決定すること。

1-10 安全対策

工事施工中の安全確保に関しては、関係法令を遵守し、「建設工事公衆災害防止対策要領」に従い、工事の施工に伴う災害の防止に努めなければならない。また、工事に際しては、近隣の学校児童及び住民の安全を確保すること。

第2章 施工計画

2-1 一般共通事項

- (1) 事前現場調査 可 不可
(2) 官公庁その他への届出 市 受注者

2-2 仮設工事

- (1) 現場事務所 支給 受注者負担
(2) 工事用仮設トイレ 支給 受注者負担
(3) 工事用水 支給 受注者負担
(4) 工事用電力 支給 受注者負担
(5) 仮囲い 要 任意（受注者が安全を確保）
(6) 交通整理員 要 任意（受注者が安全を確保）

2-3 土工事

- (1) GLは事前に高低差を調査し協議の上決定すること。
(2) 建設発生土は自由処分とする。ただし、搬出場所は発注者の承諾を得る。
(3) 再生砕石の使用 可 不可
(4) 地質調査資料の有無 有 無

図面、ボーリングデータ等については、必要に応じて既存のデータを使用すること。なお、隣接地区の調査資料を参考資料として提供する。

地質調査、測量等が必要になる場合は、本業務内で行うこと。

受注者負担において平板載荷試験等を実施し、構造体力上必要な地耐力の確認及び不同沈下が発生しない旨等の検討を行うこと。また、地盤改良等が必要な場合は別途本市と協議を行うこと。

2-4 本体工事

- (1) コンクリート強度は設計強度 18N 以上とする。
(2) 床の積載荷重 建築基準法による 市構造基準による
(3) 鉄骨製作工場の認定 自社規定による 要（ISO900 認定工場）
(4) 鉄骨錆止め塗装 建築工事標準仕様書を適用 自社規定による

2-5 仕上工事

- (1) 外部仕上材仕様 自社規定による 参考図面と同程度とする
(2) 内部仕上材仕様 自社規定による 参考図面と同程度とする

2-6 その他

- (1) 地上障害物の処理 指定場所に移設 指定場所へ処分
受注者の責任において処分 別途協議
(2) 地中障害物の処理 指定場所に移設 指定場所へ処分
受注者の責任において処分 別途協議
(3) セキュリティシステム 別途加入 非加入
(4) 清掃契約 有 無
(5) 試験、制作検査 要（公共建築工事標準仕様書に準拠） 自社規定による
(6) ガス 要 不要
(7) ケーブルテレビ 別途加入 非加入
(8) プロバイダー（インターネット） 別途加入 非加入
(9) 消防用設備 要 別途

(10) 外構工事、現況物の撤去復旧等は、特記仕様書のとおりとする。

第3章 設備

3-1 給水、排水、ガス、電気、電話等は事前に市と協議のうえ施工すること。

3-2 衛生器具等は事前に市と協議のうえ施工すること。

3-3 照明器具、コンセント位置及び弱電機器等は事前に市と協議のうえ施工すること。

3-4 給排水、ガス、電気、電話等の引き込み工事は、関係官庁等と必要な協議及び手続をした上で施工すること。解体時の撤去範囲等については、関係官庁等の指示に従い、本工事に対応すること。

第4章 雑部

4-1 案内板・室内版については、名称を確認の上制作すること。

第5章 引渡検査

5-1 受注者は工事が完了したときは、必要な許認可手続きを経た上で、その旨を市に通知しなければならない。

5-2 市は完了の通知を受けたときは、速やかに確認の検査を行う。検査に合格しない場合、受注者はその責において直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5-3 検査に合格したときは、市は速やかに引渡しを受けるものとする。

5-4 受注者は引渡し前に建物の内外に渡り十分に清掃を行うものとする。

5-5 引渡しに際し受注者は、完成図、維持保全に関する資料、引渡し品（貸与品）、目録、諸官庁届出書、その他必要書類を市に提出する。

第6章 維持管理

6-1 受注者は、賃貸期間中、必要な修繕義務を負い、保守点検を行うものとする。市は物件を注意して維持管理する義務を負う。各々費用負担する事項については次のとおりとし、それ以外の事項については、その都度協議により決定する。

(1) 公租公課	<input type="checkbox"/> 市	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者
(2) 火災保険	<input type="checkbox"/> 市	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者
(3) 法定点検	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(4) 各種消耗品	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(5) 電気料金	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(6) ガス料金	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(7) 上下水道使用料	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(8) 清掃	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(9) セキュリティ	<input checked="" type="checkbox"/> 市	<input type="checkbox"/> 受注者
(10) 保守点検	<input type="checkbox"/> 市	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者

第7章 工事上の疑義

7-1 工事内容に疑義が生じたときは市と協議を行い決定すること。

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業等現場事務所賃貸借特記仕様書

1 施設概要

- (1) 名称 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業等現場事務所
- (2) 設置場所 横浜市瀬谷区瀬谷町 5810 番地 6 の一部
- (3) 構造規模等 軽量鉄骨造 2階建て
1・2階の用途は次のような構成を目安とし、本市と協議の上で設定する。
1階：執務室、会議室、面談室、倉庫、男女トイレ、屋内階段、ユニットシャワー室、男女更衣室、湯沸室、洗濯室等
2階：執務室、倉庫、男女更衣室、湯沸室等
※執務室の収容人数は75名程度
- (4) 敷地面積 約 990 m²
- (5) 延床面積 約 750 m²
- (6) 建築面積 約 375 m²
- (7) 駐車場 8台(想定)
- (8) 建物配置 別紙配置図参照

2 一般共通事項

本工事は、参考資料と同程度の仕様を求める。この仕様書による他は原則「公共建築工事標準仕様書 建築工事編（令和4年度版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築工事標準仕様書 機械設備編（令和4年度版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築工事標準仕様書 電気設備編（令和4年度版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によることとする。

3 建築工事

- (1) 直接仮設工事
建築に係るやり方、墨だし・現寸型板、外部足場、安全手摺、防災養生シート、養生、清掃後片付け一式とする。
- (2) 土工事
根切り、埋め戻し、残土処分、砕石地業一式とする。なお、残土については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に準じて適切に処理すること。
- (3) コンクリート工事
基礎工事等に係るコンクリートの材料及び打設手間及び運搬費一式とする。
- (4) 型枠工事
基礎工事等のコンクリート設置に係る型枠損料及び運搬費一式とする。
- (5) 鉄筋工事
基礎工事等に使用する材料、加工手間、運搬費一式とする。
- (6) 鉄骨工事
鉄骨建物本体等に使用する鉄骨等の材料、工場加工費、運搬費、鉄骨建て方費、建て方に使用する重機の損料、錆止め塗装費等一式とする。なお、鉄骨断面等は構造計算により安全を確かめるものとする。
- (7) 防水・アルミシーリング
アルミサッシ廻り等のシーリング一式とする。
- (8) 木工事
建具廻りの枠等一式とする。
- (9) 金属工事
壁下地軽鉄、天井下地軽鉄、天井点検口及び切り込み補強一式とする。
- (10) 左官工事
スラブのコンクリートの直押さえ、雑部のモルタル塗等一式とする。
- (11) 外部建具工事
外部に面する建具とその金物一式とする。なお、出入口については鍵付きとすること。

また、外部に面する建具には、原則、網戸及びブラインド又はカーテンを設置すること。

(12) 内部建具工事

内部に面する建具とその金物一式とする。なお、主要諸室出入口については鍵付きとする。

(13) ガラス工事

建具に使用するガラス、ガラスシーリング及びガラスクリーニング一式とする。ガラスの透明、型の仕様は取付位置に応じて協議し決定するものとする。

(14) 塗装工事

別添参考資料同程度による塗装一式とする。

(15) 内装工事

別添参考資料同程度による床、壁、天井、巾木、廻り縁材等一式とする。また、面談室壁は参考資料と同程度の防音仕様とする。

(16) 仕上げ工事

室名板等一式とする。

(17) 外構工事

ア 敷地周囲にはフェンス及び門扉を設置する。

イ 外構は車両乗入（乗用車程度）を考慮した砕石舗装を行う。

ウ 敷地への乗り入れ部は前面歩道の縁石の切り下げを行う。（幅員4m程度）切り下げにあたっては、関係官庁等と協議及び手続をした上で施工すること。復旧の可否についても、関係官庁の指示に従うこと。

エ 足洗い用の立水栓を設置する。

(18) 現況物の撤去等及び復旧工事

ア 敷地内の現況の樹木・雑草等で工事に支障のあるものは、本市と協議の上、撤去・処分を行う。

イ 敷地周囲には現況柵が設置されているため、一時取り外しの上、保管、解体後の復旧を行う。ただし、再使用に支障があると認められる場合は、本市と協議の上、新材での復旧を行う。

ウ 解体後の復旧は砕石舗装程度を想定するが、解体工事着手前に本市と協議の上、決定する。

4 電気設備工事

電気設備工事の実設計における性能基準及び性能技術基準は、原則として「建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 平成25年版）」（以下「設計基準」という。）に準拠し、次の設備を施設すること。

なお、原則として電線、ケーブル類は一般ケーブルとし、露出する配線は電線管等により保護するものとする。

(1) 幹線設備

敷地引き込みから分電盤までの配管・配線及び機器の取付け一式とする。

(2) 動力設備

分電盤以降の配管・配線、照明器具及び配線器具の取付け一式とする。

(3) 弱電設備

電話配管設備、インターホン設備、ドアチャイム設備、テレビ設備等一式とする。

(4) その他

その他関係法令等で設置義務が生じる設備については、本工事において施設すること。

5 給排水設備工事

(1) 給水設備

既存給水配管から引き込みを行うこと。手続きに要する費用及び申請事務費、水道加入金は本工事に含むものとする。給水設備の工事は、神奈川県県営上水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「指定給水装置工事事業者」が行うものとする。

解体時の撤去範囲については、関係官庁等と協議の上で決定するものとする。

(2) 給湯設備

ガスを利用し、所定の位置へ設置すること。

(3) 排水設備

汚水排水は既存污水管へ接続すること。必要な箇所には有効な通気管を設ける。工事は、横浜市下水道条例に基づいた設計を行い、申請及び施工は「下水道指定工事店」が行うものとする。手続きに要する費用および申請事務手数料は工事に含むものとする。

敷地内の現況の排水ますへの接続を想定するが、使用可否を確認の上、施工すること。

(4) 雨水排水設備

別途協議の上設置すること。

(5) 衛生器具設備

大便器は通常の洋式便器とする。暖房便座、温水洗浄便座、擬音装置を設置すること。

6 空気調和設備工事

(1) 空調調和設備

各居室に適切な容量のエアコンを設置すること。

屋外機は、建物の外部にそれぞれ配置する。

(2) 換気設備

所要の換気量を満足する換気扇を設けること。

7 その他条件

土地の造成については、工事上必要最低限の範囲で行うこと。

車両搬入時間や作業時間については、近隣の学校や住宅に十分配慮すること。

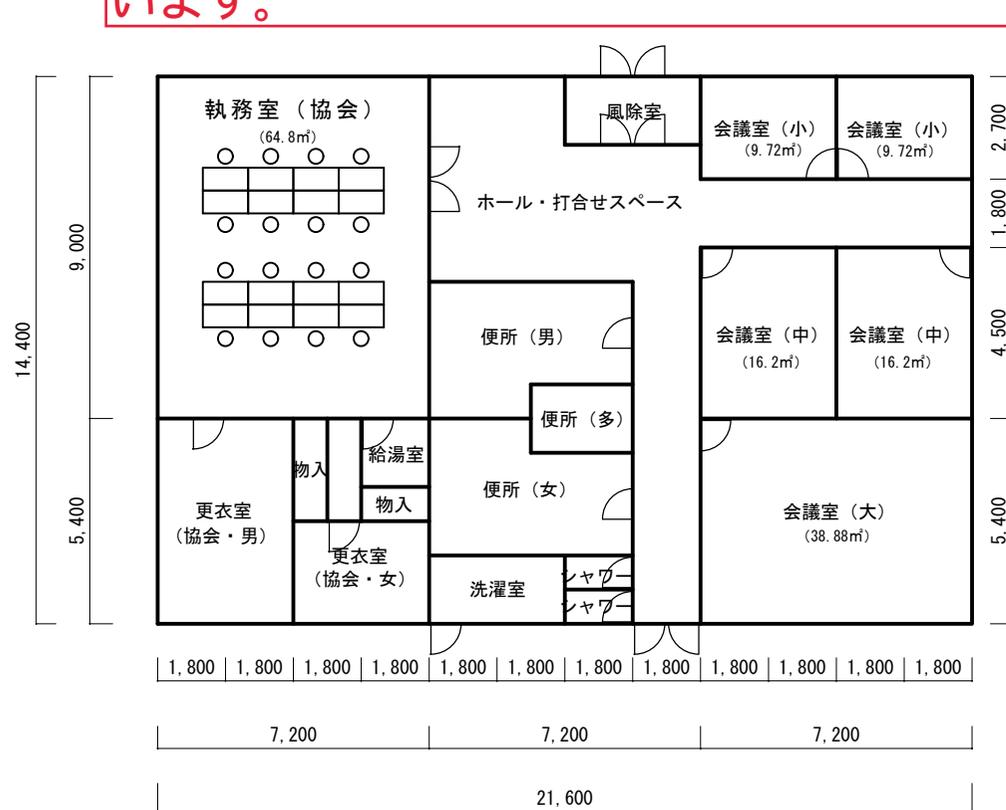
現場説明書

- 1 件名 上瀬谷地区土地区画整理事業等現場事務所
- 2 履行場所 横浜市瀬谷区瀬谷町 5810 番地 6 の一部
- 3 賃貸借概要 仕様書・特記仕様書、概略図のとおり
※建物、設備の設置費、解体撤去費を含む。
- 4 配布図書 (1)仕様書・特記仕様書
(2)配置図
(3)現場説明書
- 5 工期 契約締結日から引渡日（令和 6 年 5 月 10 日想定）まで
- 6 予定賃貸借期間 引渡日から令和 16 年 3 月 31 日まで（解体工事期間は別途想定）
- 7 契約履行上の特別条件
 - (1) 支払いについて
別添各年度支払予定金額参照。なお、リース料の算定にあたっては令和 6 年 6 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日の 118 ヶ月分とし、引渡日から令和 6 年 5 月 31 日までのリース料は、引渡時（2 回目）の支払いに含むものとする。
 - (2) 建方、解体上の安全について
安全については特に注意し、その対策を完全に行う。
関連詳細については、8 の各項目に留意すること。
 - (3) 各種下請け業者（専門業者）について
電気設備・衛生設備は、賃貸借契約に含む。なお、市内業者の優先使用を配慮すること。
- 8 現場状況及び関連事項
 - (1) 建方、解体工事の施工にあたっては、仕様書等に記載してある事項以外で特に必要な事項については、横浜市建築工事特則仕様書、建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」、「電気設備工事共通仕様書」及び建築基準法、建築基準法関係法令、安全衛生公害関係法令、その他関係法令に準拠する。
 - (2) 建方着手にあたり、搬入路・近隣道路・擁壁・周辺及び当該敷地内の樹木等を十分調査のうえ、その状況を本市職員に報告するとともに、問題のある場合はそれらの保護または適切な措置をする。
 - (3) 建方工事に伴って発生が予想される騒音・振動等については、特に配慮すること。
 - (4) 仮設計画及び工程については、本市職員と十分打ち合わせを行い、工事の安全と工程を遵守し作業を進める。
 - (5) 建方・解体工事中、道路など既存物に損傷を与えた場合は、直ちに応急処置を講ずると共に、本市職員に報告し、工事完了までに賃貸人の負担で原状回復する。
 - (6) 搬入路の確保に際し、支障となる樹木等の移設及び撤去は本契約に含む。
 - (7) 近隣の学校の登下校時間は、資材搬出入を行わない。
 - (8) クレーン作業時には必ず誘導員を立て安全対策を講じる。
 - (9) 工事現場内は、常に整理整頓し、災害事故等の予防対策には万全を期すること。
 - (10) 飲食・更衣・トイレ等については場所を指定するとともに、消火用水等を常備する。
 - (11) 発生材（産業廃棄物）の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し適正に処理する。
 - (12) 工事用仮設電気・水道は、その手続を含め実施すること。
 - (13) 工事写真は、工程段階ごとに撮ること。
 - (14) 工事の施工に際し、関係各所と十分な連絡を取り、また関係官庁への届け出を必要とする場合には遅滞なくこれを行う。ただし費用は賃貸人の負担とする。

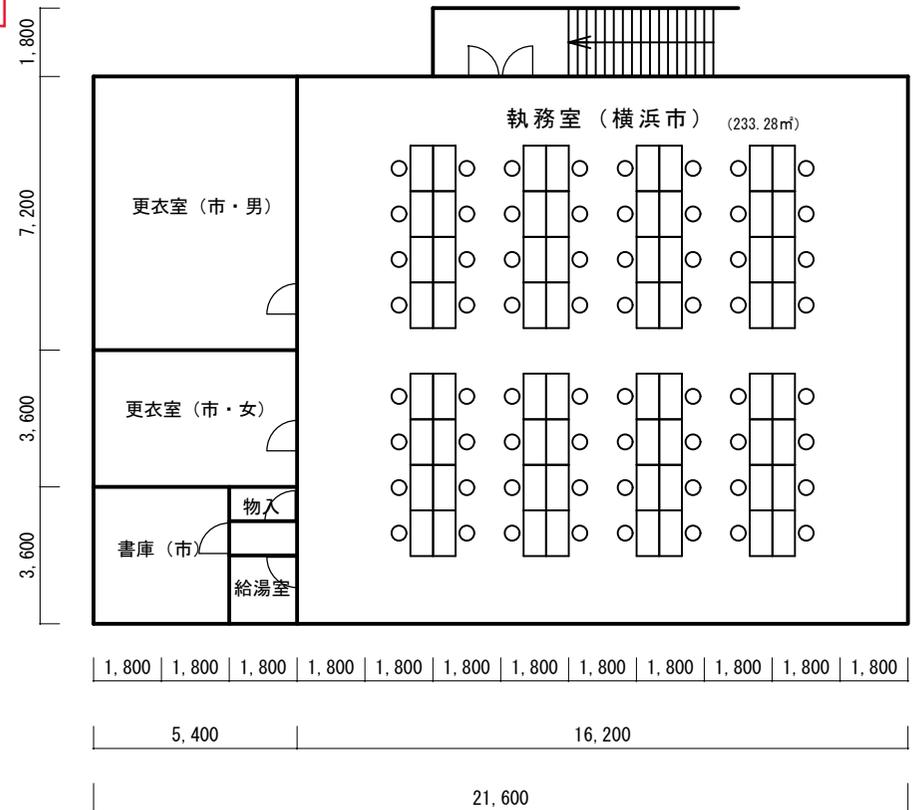
(15) その他、不明な点は、事前に本市職員に連絡し、指示を受けること。

9 担 当 都市整備局上瀬谷整備推進課 福田 TEL 045-671-2061

あくまでイメージです。仕様書上は延床面積約750㎡、建築面積約375㎡及び内階段としています。



1階平面図



2階平面図

仮設現場事務所 平面図 (イメージ)

1:200 (A4)

鉄骨造プレハブ 2階建て
 建築面積 325.66㎡
 床面積 1階 311.04㎡ 2階 311.04㎡
 延べ面積 622.08㎡

あくまでイメージです。仕様書上は敷地面積約990㎡及び建築面積約375㎡としています。

想定配置図 敷地面積 989.40㎡

